

旧	新
第1条 ～ 第3条の2 (略)	第1条 ～ 第3条の2 (同左)
(個人顧客情報の安全管理措置等) 第4条 資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の2及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（同告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（同告示第8号）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（同告示第9号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（同告示第2号）及び協会の「個人情報保護指針」の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。 2 (略)	(個人顧客情報の安全管理措置等) 第4条 資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の2及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（同告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（同告示第8号）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（同告示第9号）、<u>個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第4号）</u>、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（同告示第2号）及び協会の「個人情報保護指針」の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。 2 (同左)
第5条 ～ 第19条 (略)	第5条 ～ 第19条 (同左)
附 則（平成19.12.19）～（平30.6.1） (略) (新設)	附 則（平成19.12.19）～（平30.6.1） (同左) <u>附 則（平31.4.1）</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>（注）改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第4条を改正。</u>